

岩手県知事より、  
県民の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に向けて

県民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みに対して、多くのご協力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大は、社会・経済のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼしています。

岩手県では、県民の命と健康を守ることを最優先にしつつ、将来にわたって安心した暮らしを確保するため、医療体制の拡充や、中小企業者への支援をはじめとした取り組みを進めています。オール岩手でこの危機を乗り越えていきましょう。

皆さまには、引き続き、密閉・密集・密接のいわゆる「3つの密」を避けるとともに、丁寧な手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策を守っていただくよう、改めてお願いします。

岩手県知事 **遠増拓也**



私たちは、新型コロナウイルス感染症とどのように向き合っていけばよいのでしょうか？

岩手医科大学の櫻井滋教授にお話を伺いました。

### 「感染予防の方法は？」

基本は、「在宅」と「手洗い」。不要不急の外出を避け、せっけんを手を洗いましょう。もちろん、アルコール消毒も有効ですし、マスクをすることで感染しづらくもなりません。しかし、感染症の予防は「足し算」ではなく「引き算」。あれこれやるよりも、まずは基本を徹底しましょう。

感染防止のため、岩手医科大学では、「集まらない」「近づかない」「飛沫(つば)を飛ばさない」「(ものを)共有しない」「互いに触れない」の5つからなる

**基本**を守る**最大の**予**防策**

シンプルに「在宅」「手洗い」を徹底しましょう！

●お話を伺った人  
**櫻井 滋 教授**

プロフィール  
岩手県気仙郡住田町出身。  
金沢医科大学医学部卒。  
胸部外科・麻酔科臨床研修医修了。呼吸器内科専門医、岩手医科大学医学部教授、感染制御部部長・ICD



「べからず5か条」を掲げています。ウイルスは、場所やものを共有する、自分の顔に触ることで人から人にうつります。それを防ぐには、「在宅」と「手洗い」が大切です。

### 新型コロナウイルス感染症かも…?と思ったら

以下の症状がある場合

- 発熱
- 風邪のような症状
- 強いだるさ・息苦しさ
- 味覚・嗅覚障害がある

まずは、電話で相談を！

岩手県庁 医療政策室  
**帰国者・接触者相談センター**  
☎019-651-3175 24時間対応 土日祝も実施  
FAX.019-626-0837  
※県内の各保健所でも対応しています。

厚生労働省  
**新型コロナコールセンター**  
☎0120-565653  
午前9時～午後9時/土日祝含む

※窓口で電話がつかない場合、**かかりつけ医**に電話で相談しましょう。

### 新型コロナウイルス感染症関連情報

岩手県における新型コロナウイルスに関する最新情報は右のQRコードまたは以下のURLからご覧ください。

岩手県 コロナウイルス 検索

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>



### 「家での過ごし方は？」

家族同士でもできるだけ離れて過ごしましょう。気分転換に外を散歩することは問題ありません。両腕の届かない範囲を目安に、他の人と距離をとりましょう。



### 「風邪やインフルエンザとの見分け方は？」

新型コロナウイルス感染症の場合、発熱などの症状は風邪と同じですが、人によっては長引いて肺炎になることがあります。

インフルエンザは、39度以上の高熱が2日程度続いてピークを迎えることが多いですが、新型コロナウイルス感染症では、微熱が1週間以上続くことが

### 「家族が発熱した場合の対応は？」

「部屋や食事を分ける」「お風呂の順番を最後にする」「トイレなどを使った後はアルコール消毒する」などです。発熱がない家族の方も、おおむね2週間は学校や職場になるべく行かずに、症状が出ないか経過を観察しましょう。

### 「最後に、メッセージをお願いします。」

「在宅」「手洗い」の基本をしっかり守りましょう。また、岩手の医療は、他県の医師や物資のおかげで成り立っています。他県から入ってきた方に、むやみに偏見を持つことはやめましょう。

# 新型コロナウイルス感染症により経済的に困りの方へ

## 県民の皆さまへのお知らせ

## 県民の生活を守るための**経済的支援**を行っています

納税が困難な方に対して、県税の「徴収猶予制度」があります。  
(詳しくはP13をご覧ください)

県庁税務課 ☎019-629-5208

休業などに伴う収入減少により、経済的に困窮し、住居を失う恐れが生じている方などに対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給しています。

県庁地域福祉課 ☎019-629-5425

市町村が、住民基本台帳に記録されている方を対象に、一人につき10万円の特別定額給付金を世帯主に支給しています。

お問い合わせは各市町村担当課へ  
(県庁市町村課 ☎019-629-5233)

高等学校に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯に対して、授業料の減免の支援を行っています。

公立 県教育委員会事務局教育企画室 ☎019-629-6112

私立 お問い合わせは各学校へ  
(県庁学事振興課 ☎019-629-5042)

高等学校に通う生徒の保護者の家計が急変した世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給しています。

公立 県教育委員会事務局教育企画室 ☎019-629-6109

私立 お問い合わせは各学校へ  
(県庁学事振興課 ☎019-629-5042)

(公財)岩手育英奨学会が、世帯収入が大きく減少し、緊急に奨学金が必要になった高校生などに対して、奨学金を貸与しています。

県教育委員会事務局教育企画室 ☎019-629-6109

## 事業者の皆さまへのお知らせ

## 資金繰りに万全を期すため**金融支援**などを行っています

売上高などが減少している中小企業者(個人事業主を含む)を対象に、3年間無利子で、保証料を全額補給し、経営の安定のために必要な資金の融資を実施しています。

県庁経営支援課 ☎019-629-5542  
☎019-629-5544

経営に影響が生じている中小企業者(個人事業主を含む)に対し、県と市町村が連携して家賃などを補助しています。

お問い合わせは各市町村担当課へ  
(県庁経営支援課 ☎019-629-5544  
☎019-629-5547)

県からの休業の協力要請に応じた中小企業者(個人事業主を含む)に対し、協力金を支給しています。  
※休業要請に関することは、県庁保健福祉企画室(019-654-8073)までお問い合わせください。

県庁経営支援課 ☎019-629-5544  
☎019-629-5547

経営に影響が生じている農業者・漁業者に対し、負債の借換えのための利子補給を実施しています。

県庁団体指導課 ☎019-629-5699

県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援しています。

県庁畜産課 ☎019-629-5721

国では、売り上げが前年同月比で50%以上減少している中小企業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人などを対象に、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しています。

お問い合わせは持続化給付金事業コールセンターへ  
☎0120-115-570  
(県庁経営支援課 ☎019-629-5544)

宿泊事業者が行う前売り宿泊券の発行に要する経費を補助しています。

県庁観光・プロモーション室 ☎019-629-5574

## 雇用の維持に向けた支援を行っています

国が、事業主を支援するため、雇用調整助成金の助成率の引き上げなどの特例措置を実施しています。

お問い合わせは岩手労働局職業対策課分室  
助成金相談コーナーへ ☎019-606-3285

事業活動が縮小した中小企業を支援するため、県と市町村が連携して雇用調整助成金の上乘せ補助を行っています。

お問い合わせは各市町村担当課へ  
(県庁定住推進・雇用労働室 ☎019-629-5591)

岩手県民の皆さまへ



**いわた牛**を  
食べて応援フェア

[フェア期間] 2020年6月30日(火)まで [応募締切] 2020年7月3日(金) ※当日消印有効

抽選で**総勢100名様**に当たる!  
※画像はイメージです

50名様



①いわた牛  
サーロインステーキ  
180g×2枚

50名様



②いわた牛  
ローストビーフ  
ソース付

詳しい情報はこちらから  
↓  
普及推進協議会  
いわた牛

